

進学前又は在学中に被災や病気等の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に貸与奨学金を必要とする場合は、急変後の年収見込みにより選者が行われる緊急採用（第一種奨学金）、応急採用（第二種奨学金）に、年間を通じて申し込むことができます。

緊急採用・応急採用の家計急変事由（本ページ **1**（1）参照）に該当することを確認し、証明書類（49ページ **2**（2）参照）を用意のうえ、学校を通じて申込みしてください。

1 緊急採用・応急採用の概要

(1) 緊急採用・応急採用の家計急変事由

緊急採用・応急採用の申込みが認められる家計急変事由は、下表のとおりです。
なお、下表に該当しない場合は、定期採用（一次、二次）への申込みを検討してください。

家計急変事由（緊急採用・応急採用）		家計急変事由の発生日
1. 死亡	(1) 配偶者が死亡	死亡日
	(2) 申込者本人の同一生計の父母が死亡	
2. 事故・病気等	(1) 申込者本人又は配偶者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】 (家族の看護、介護による休職を含む)	事故・病気等発生以降の家計急変日
	(2) 申込者本人の同一生計の父母や他の家族が事故・病気等となり家計が急変【申込者本人の支出増大】 (申込者自身の治療費等による支出増大を含む)	事故・病気等の発生日
3. 失職（退職、会社倒産、廃業）	(1) 申込者本人又は配偶者が失職	離職日、廃業日
	(2) 申込者本人の同一生計の父母が失職	
4. 震災、火災、風水害等に被災	(1) 被災等により、収入が無くなった	罹災日、被災日
	(2) 被災等により、収入が減った	
	(3) 被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）	
	(4) 申込者本人の同一生計の父母の被災等	
5. 配偶者等による暴力等から避難	(1) 配偶者による暴力等から避難	保護施設への入所年月日等
	(2) 申込者本人の同一生計の父母による暴力等から避難	
6. 離別（離婚・行方不明等）	(1) 配偶者との離別	離別日（離婚日、失踪日等）
	(2) 申込者本人の同一生計の父母との離別	
7. 進学・学業専念のための休職（申込者本人のみ）		休職開始日

※上記の家計急変事由により家計（収入状況、支出状況）が急変した者（申込者本人又は配偶者）のことを、「家計急変者」といいます。

<家計急変事由の説明>

1. 死亡

(1) 配偶者が死亡

- ・ 配偶者が死亡し家計が急変した場合が該当します。
- ・ この事由は、申込者本人のみのマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

(2) 申込者本人の同一生計の父母が死亡

- ・ 申込者本人の同一生計の父母が死亡し家計が急変した場合が該当します。
- ・ この事由の家計急変者は申込者本人になります。
- ・ この事由は、申込者本人及び配偶者のマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

※ 配偶者や、申込者本人の同一生計の父母が震災、火災、風水害等に被災したことにより死亡した場合は、この事由を選択してください。

2. 事故・病気等

(1) 申込者本人又は配偶者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】

(家族の看護、介護による休職を含む)

- ・ 申込者本人又は配偶者が事故・病気等で休職した場合が該当します。また、家族（扶養親族かどうかは問いません）の看護、介護等による休職で家計が急変した場合も該当します。
- ・ スカラネット入力完了日（申請日）時点で復職している場合は該当しません。復職している場合は、定期採用（一次、二次）への申込みを検討してください。
- ・ 家計急変事由の発生日は、事故・病気等の発生以降で家計が急変した日となります。診断書、治療計画書、医療費の領収書等に記載された日付、もしくは、休職証明書等で証明された日付を届け出てください。

(2) 申込者本人の同一生計の父母や他の家族が事故・病気等となり家計が急変【申込者本人の支出増大】

(申込者自身の治療費等による支出増大を含む)

- ・ 申込者本人、配偶者又は同一生計の家族の事故・病気等により支出が増大した場合が該当します。
- ・ 家計急変事由の発生日は、診断書、治療計画書、医療費の領収書等に記載された日付となります。
- ・ この事由の家計急変者は申込者本人になります。
- ・ この事由は、申込者本人及び配偶者のマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

3. 失職（退職、会社倒産、廃業）

(1) 申込者本人又は配偶者が失職

- ・ 失職の理由は問いません。申込者本人又は配偶者が失職、廃業したことにより家計が急変した場合が該当します。
- ・ スカラネット入力完了日（申請日）時点で再就職、起業している場合は該当しません。再就職、起業している場合は、定期採用（一次、二次）への申込みを検討してください。（雇用保険受給中において「就職」と判断されないアルバイトをしている場合は、失業中として申し込むことができます。）

(2) 申込者本人の同一生計の父母が失職

- ・ 失職の理由は問いません。申込者本人の同一生計の父母が失職、廃業したことにより家計が急変した場合が該当します。
- ・ スカラネット入力完了日（申請日）時点で再就職、起業している場合は該当しません。再就職、起業している場合は、定期採用（一次、二次）への申込みを検討してください。（雇用保険受給中において「就職」と判断されないアルバイトをしている場合は、失業中として申し込むことができます。）
- ・ この事由の家計急変者は申込者本人になります。
- ・ この事由は、申込者本人及び配偶者のマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

4. 震災、火災、風水害等に被災

(1) 被災等により、収入が無くなった

- 被災等により、申込者本人又は配偶者の収入（給与収入、事業所得等）が無くなった場合が該当します。例えば、「自営業の方が自宅兼店舗が被災し営業ができなくなった。」などが該当します。

(2) 被災等により、収入が減った

- 被災等により、申込者本人又は配偶者の収入（給与収入、事業所得等）が減少した場合が該当します。

(3) 被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）

- 被災等により、家屋の修繕費等で申込者本人又は配偶者の支出が増大した場合が該当します。
- この事由は、家計急変者についてもマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。
- 被災等により、収入が無くなり、支出も増えた場合は「(1) 被災等により、収入が無くなった」を選択してください。
- 被災等により、収入が減少し、支出も増えた場合は「(2) 被災等により、収入が減った」を選択してください。

(4) 申込者本人の同一生計の父母の被災等

- 申込者本人の同一生計の父母が被災等により、家計が急変した場合（収入減、支出増とも）が該当します。
- この事由の家計急変者は申込者本人となります。
- この事由は、申込者本人及び配偶者のマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

※ 配偶者等が震災、火災、風水害等に被災し死亡した場合は、別の事由「1. 死亡」を選択してください。

また、配偶者等が行方不明・生死不明の場合は、別の事由「6. 離別（離婚・行方不明等）」を選択してください。

5. 配偶者等による暴力等から避難

(1) 配偶者による暴力等から避難

- 申込者本人が配偶者による暴力等から避難するために、保護施設へ入所等することになった場合が該当します。
- この事由は、申込者本人のみのマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

(2) 申込者本人の同一生計の父母による暴力等から避難

- 申込者本人が同一生計の父母による暴力等から避難するために、保護施設へ入所等することになった場合が該当します。
- この事由の家計急変者は申込者本人になります。
- この事由は、申込者本人及び配偶者のマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

6. 離別（離婚・行方不明等）

(1) 配偶者との離別

- 配偶者と離婚（離婚調停中の別居を含む）して家計が急変した場合が該当します。
- 配偶者が行方不明により家計が急変した場合は、警察に行方不明届を提出している場合等が該当します。
- この事由は、申込者本人のみのマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

(2) 申込者本人の同一生計の父母との離別

- 申込者本人の同一生計の父母と離別（離婚調停中の別居を含む）して家計が急変した場合が該当します。
- 申込者本人の同一生計の父母が行方不明により家計が急変した場合は、警察に行方不明届を提出している場合等が該当します。
- この事由の家計急変者は申込者本人になります。
- この事由は、申込者本人及び配偶者のマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

※ 配偶者や、申込者本人の同一生計の父母が震災、火災、風水害等に被災したことにより行方不明や生死不明の場合は、この事由を選択してください。

7. 進学・学業専念のための休職（申込者本人のみ）

- 申込者本人が、学業専念のために勤務先を休職し無給又は減収となった場合が該当します。
- スカラネット入力完了日（申請日）時点で復職している場合は該当しません。

(2) 緊急採用・応急採用の募集

1) 貸与奨学金の種類

緊急採用・応急採用は、第一種奨学金【無利子】及び第二種奨学金【有利子】を申し込むことができます。第一種奨学金【無利子】と第二種奨学金【有利子】については、6ページ第1部で確認してください。

緊急採用	第一種奨学金【無利子】	(貸与月額は、7ページ 1 (1) 参照)
応急採用	第二種奨学金【有利子】	(貸与月額は、7ページ 1 (3) 参照)

※ 「入学時特別増額貸与奨学金【有利子】(一時金)」

第一種奨学金【無利子】又は第二種奨学金【有利子】の貸与始期(緊急採用・応急採用の申込み時に選択)が入学年月と同じ場合は、「入学時特別増額貸与奨学金【有利子】(一時金)」(7ページ **1** (4) 参照)を同時に申し込むことができます。

※ 授業料後払い制度は、緊急採用の適用はありません。

2) 申込期限

緊急採用・応急採用は通年で申込みを受け付けていますが、家計急変事由の発生時期によって下表のとおり申込期限があります。

家計急変事由の発生時期	申込期限	(例)
進学前(注)	進学後3か月以内	進学年月：2026年4月 家計急変事由の発生：2026年1月15日 申込期限：2026年6月30日
進学後	事由発生から12か月以内	進学年月：2025年4月 家計急変事由の発生：2026年1月15日 申込期限：2027年1月15日

(注) 進学前に家計急変事由が発生している場合は、家計急変事由の発生月が下表の範囲であることを確認してください。下表に該当しない場合は、定期採用(一次、二次)に申し込んでください。

※ 進学前の家計急変事由の発生月が以下の場合、進学後3か月以内に緊急採用・応急採用の申請が可能です。

あなたの進学月	家計急変事由の発生月
2026年4月～2026年9月	2024年1月～進学月前月
2026年10月～2027年3月	2025年1月～進学月前月

(3) 緊急採用・応急採用の貸与期間

貸与始期(いつから)と貸与終期(いつまで)は、下表のとおりです。

貸与始期(いつから)	貸与終期(いつまで)
家計急変の事由が発生した月～2027年3月の間で希望する月を選択(注1)	原則として修業年限の終期(注2)

(注1) 【2026年4月より前に家計急変事由が発生した場合の貸与始期】

家計急変事由が発生した月まで、貸与始期をさかのぼることができます。

ただし、2026年度入学者は、入学月より前にさかのぼることはできません。

【2026年5月以降に家計急変事由が発生した場合の貸与始期】

応急採用(第二種奨学金)に限り、2026年4月～2027年3月の間で希望する月を選択できます。

(注2) 修業年限については9ページ **4** (1)※3参照。

(4) 緊急採用・応急採用の選考基準

1) 緊急採用・応急採用の家計基準

収入・所得の上限額の目安は、定期採用（一次、二次）と同じです。（10ページ **5** (2) 【参考】参照）
緊急採用・応急採用においては、あなた（配偶者がいる場合は、あなたと配偶者）の収入状況等について、下記②の方法で算出する「貸与額算定基準額」が下表①の基準に該当するかを機構にて判定します。

① 家計基準

希望する奨学金	家計基準（貸与額算定基準額（※1））	
	修士課程	博士課程
第一種奨学金	66,400 円以下	80,100 円以下
第二種奨学金	155,300 円以下	229,800 円以下
第一種・第二種併用貸与	61,600 円以下	66,400 円以下

※1 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します。（100円未満は切り捨て）

$$\text{貸与額算定基準額} \star 1 = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}) \star 2$$

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円になります（以下の例外を除きます）。

- ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4 を乗じた額となります。

※2 第一種奨学金については、基準額を超えていても採用される場合があります。

② 貸与額算定基準額の算定方法

緊急採用・応急採用においては、上記①の計算方法に基づき、以下A及びBで算出した額の合計（A+B）から、貸与額算定基準額を算出します。

A 家計急変事由に該当する者（家計急変者）の額

家計が急変した翌月からスカラネット入力が完了した日の属する月の前月までの収入に関する証明書類で推算した年間所得の見込額（注1）から、マイナンバーで取得した住民税情報（注2）の所得控除の額を控除して課税標準額とし百分の六を乗じた額から、市町村民税調整控除額（注2）を控除します。（100円未満は切り捨て）

B 家計急変事由に該当しない者の額

マイナンバーで取得した住民税情報（注2）に基づく課税標準額に百分の六を乗じた額から、市町村民税調整控除額（注2）を控除します。（100円未満は切り捨て）

（注1）例えば、家計急変後の給与明細5か月分の提出が必要であった場合、ひと月当たりの平均額を算出し、その平均額を12倍することにより年間所得の見込額を算出します。

（注2）スカラネット入力が完了した月（申請月）により、使用する住民税情報の年（年度）が異なります。

- ・2026年4月～2026年9月にスカラネット入力完了：2024年分（2025年度）の住民税情報を使用
- ・2026年10月～2027年3月にスカラネット入力完了：2025年分（2026年度）の住民税情報を使用

※ **2** (2) 緊急採用・応急採用の申込みに必要な書類（49～52ページ）において、「収入に関する証明書類」が「不要」となっている場合は、家計急変者も上記「B」の計算方法になります。（家計急変事由が「4（1）被災等により、収入が無くなった」の場合を除く。）

※【貸与額算定基準額の算定における「進学前離職の特例措置」】

緊急採用・応急採用においても、特例措置の対象となります。（32ページ **5** 参照）

2) 緊急採用・応急採用の学力基準

学力基準を満たしている奨学金申込者を学校が推薦します。

緊急採用 （第一種奨学金） ※併用貸与を含む。	大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
応急採用 （第二種奨学金）	定期採用（一次、二次）と同じ（9ページ 5 (1) 参照）

2 緊急採用・応急採用の申込手順等

(1) 緊急採用・応急採用の申込みの流れ、申込手順

家計が急変した場合、その事由が発生したときから12か月以内に申し込む必要がありますので、なるべく早い時期に在学期に申込資格や必要な書類、今後の手続きについて相談してください。なお、進学前に家計急変事由が発生している場合は、進学後3か月以内に申し込む必要があります。(46ページ(2)2)を参照)

※緊急採用・応急採用の手続き方法等については機構ホームページにも掲載しています。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html



1. 必要書類の事前準備

43ページに記載の家計急変事由に該当するかを確認し、事由の証明書と家計急変者の収入証明書類(49～52ページ参照)を準備してください。

2. 在学期に事前相談・申込関係書類の受取り

上記1.の書類を用意したら、速やかに在学期に申込みの相談をしてください。緊急採用・応急採用への申込みが可能な場合は、在学期から以下の書類が配付されます。

<申込関係書類>

- ①奨学金案内ダイジェスト
- ②スカラネット入力下書き用紙【大学院・法科大学院用】
- ③「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット

3. 必要書類の準備

在学期から申込関係書類を受け取ったら「貸与奨学金(緊急採用・応急採用)証明書類提出書」を記入してください。また、事前相談の際に、在学期から別途指示があった場合は、それによって追加書類を準備してください。

4. 「スカラネット入力下書き用紙」を記入

インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。

また、インターネットによるマイナンバーの提出に備え、あなたと配偶者のマイナンバーが分かる書類を用意してください。(配偶者の分は、必ず許可を得たうえで受け取ってください。)

5. 必要書類の提出・識別番号の受取り

上記3.で準備した必要書類を在学期に提出し、インターネットでの申込みに必要な識別番号(ユーザID・パスワード)を受け取ってください。上記4.で記入した「スカラネット入力下書き用紙」についても、在学期で確認が必要となる場合があるため、在学期の指示に従ってください。

その後の流れは、24ページ第2部 **1** (4) 以降と同じです。49～52ページの内容をよく理解して、申込み・手続きを正しく行ってください。

(2) 緊急採用・応急採用の申込みに必要な書類

緊急採用・応急採用に申し込むには、以下の書類の提出が必要です。

- ①「貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書」
- ②「家計急変事由の証明書類」（コピー可）
- ③「収入に関する証明書類」（コピー可）

②、③については下表の各事由の証明書類を用意してください。また、家計急変者ごとに証明書類の表紙として「貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書」（※）をつけ、在学校に提出してください。

なお、収入に関する証明書類については、51・52ページ「収入に関する証明書類の注意点」を確認のうえ、不足や不備がないよう準備してください。

※「貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書」は、機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/moushikomi.html



家計急変事由	家計急変事由の証明書類	収入に関する証明書類	家計急変事由の発生日
1. 死亡			
(1) 配偶者が死亡	戸籍謄本（抄本） 住民票の除票写し（死亡日記載）	不要	死亡日
(2) 申込者本人の同一生計の父母が死亡			
2. 事故・病気等			
(1) 申込者本人又は配偶者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】	以下の①、②両方の証明書類が必要です。 ①事故・病気等で就労困難な事由の証明 ※医療費の領収書、治療計画書、診断書等（注1） ②休職等の証明（注2）	家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類（注3）	事故・病気等発生日以降の家計急変日（注4）
(2) 申込者本人の同一生計の父母や他の家族が事故・病気等となり家計が急変【申込者本人の支出増大】	事故・病気等の事由の証明 ※医療費の領収書、治療計画書、診断書等（注1）	不要	事故・病気等の発生日
3. 失職（退職、会社倒産、廃業）			
(1) 申込者本人又は配偶者が失職	・退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書等 ・破産手続開始決定の通知書等（民事再生法等の法的申立てを行っていることが確認できるもの）	失職した会社以外の収入がある場合は、家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類（注3）	離職日、廃業日
(2) 申込者本人の同一生計の父母が失職	・個人事業の開業・廃業等届出書（控用）	不要	

家計急変事由	家計急変事由の証明書類	収入に関する証明書類	家計急変事由の発生日
4. 震災、火災、風水害等に被災			
(1) 被災等により、収入が無くなった	震災証明書、被災証明書 (注5)	不要	震災日、被災日
(2) 被災等により、収入が減った		家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類 (注3)(注5)	
(3) 被災等により、支出が増えた(収入状況は変化なし)	震災証明書、被災証明書 (注5) ※犯罪被害等により家計が急変した場合は、学校に相談してください。	不要	
(4) 申込者本人の同一生計の父母の被災等			
5. 配偶者等による暴力等から避難			
(1) 配偶者による暴力等から避難	公的機関やNPO法人等による保護証明書等	不要	保護施設への入所年月日等
(2) 申込者本人の同一生計の父母による暴力等から避難			
6. 離別(離婚・行方不明等)			
(1) 配偶者との離別	戸籍謄本(抄本)、離婚届受理証明書、行方不明者届受理票等 (注6)	不要	離別日(離婚日、失踪日等)
(2) 申込者本人の同一生計の父母との離別			
7. 進学・学業専念のための休職(申込者本人のみ)	休職等の証明(注2)	家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類 (注3)	休職開始日

(注1) 日付の記載のないものは、家計急変事由の証明書として使用できません。

医療費の領収書は、家計急変日として届け出る診療年月日、入院年月日等又は領収書発行年月日が記載されたものを提出してください。(事故・病気等発生以降の全ての領収書等を提出する必要はありません。)

治療計画書は、治療開始年月日が記載されたものを提出してください。

診断書は、事故・病気等の発生日が記載されたものを提出してください。

(注2) 就労困難となった者が個人事業主の場合や、雇用されている者が申請時点で既に離職している場合は、所定の様式(「事故・病気等による休職等に係る申告書(緊急採用・応急採用)」)を記入のうえ、提出してください。

また、休職制度がない等の場合は、勤務先の作成した出勤していないことを証明する書類を提出してください。

(様式)「事故・病気等による休職等に係る申告書(緊急採用・応急採用)」は機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/teishutsushorui.html



- (注3) 家計急変事由の発生日の翌月以降の収入に関する証明書類が手元に用意できてから申し込んでください。(被災等により書類の用意が困難な場合は、学校に相談してください。)
進学前に家計が急変し、事由発生日の翌月から申請月の前月までが12か月以上ある場合は、直近12か月分の課税される全ての収入に関する証明書類を提出してください。なお、家計急変事由の発生日が2024年1月～12月の場合に限る、2025年分の源泉徴収票又は確定申告書(控)を提出してください。
- (注4) 事故・病気等の「家計急変事由の発生日」は事故・病気等の発生以降で家計が急変した日となります。
・事故・病気等の発生日を家計急変日として届け出る場合は、①の証明書で証明できる年月日としてください。(医療費の領収書を証明書として提出される場合、診療年月日、入院年月日の記載がない場合は、領収書発行年月日を家計急変事由の発生日としてください。)
・休職開始日または休職中に無給となった日を家計急変日として届け出る場合は、②の証明書で証明できる年月日としてください。(休職中に無給となった日とする場合は、休職証明書に無給となった年月日の記載が必要です。)
- (注5) 災害救助法適用地域に該当し、罹災証明書・被災証明書、収入に関する証明書類等の提出が困難な場合は、学校に相談してください。
- (注6) 配偶者等が震災、火災、風水害等に被災し、行方不明・生死不明で行方不明者届受理票等の提出が困難な場合は、罹災証明書、被災証明書を証明書として提出してください。

⚠ 収入に関する証明書類の注意点

家計急変事由が「2(1)」、「3(1)」、「4(2)」、「7」の場合は、以下に注意して収入に関する証明書類を用意してください。

54ページ「緊急採用・応急採用で収入に関する証明書類が必要な方の提出書類の確認」もあわせて確認してください。

【共通】

- ・複数箇所からの給与又は営業等所得、農業所得、不動産所得、年金、雑所得、配当所得、譲渡所得等、**課税される全ての所得を申告する必要があります。**未申告の所得があると採用後に判明した場合には、貸与済みの奨学金を一括返金していただくことがあります。
- ・**収入がない月(給与支給0円、所得金額0円以下)であっても会社に在籍している場合(休職中、派遣会社に登録している等)、自営業を廃業していない場合は、給与明細書または帳簿等の提出が必要です。**
- ・傷病手当金、障害年金や失業等給付等、非課税の所得は申告不要です。
- ・連続性のある書類の提出が必要です。
(例) 5月で派遣先での勤務が終了したため、6月以降の給与明細書はないが、派遣会社への登録は継続している。
⇒6月以降分は、派遣会社が作成した派遣実績がないことを記載した書類の提出が必要です。
- ・通帳のコピーは提出書類として認められません。
- ・勤務先から給与とは別に事業所得となる報酬が支払われる職種(保険外交員等)の場合は、収入に関する証明書類の余白にその所得の種類(給与所得、事業所得)を記載してください。なお、実際は事業所得であるにもかかわらず、帳簿のほかにその売上金額にあたる給与明細書が提出された場合は、事業所得とは別に給与所得があるものと判断されます。

【給与収入の場合】

- ・氏名、勤務先名、**月ごとの金額**が記載された給与明細書が必要です。
- ・**収入に関する証明書類を提出する期間中に賞与等、会社から課税される臨時の支給があった場合は、臨時に支給された手当の明細書の提出も必要です。**
- ・給与明細書に支払日(支給日)が併記されている場合は、支払日(支給日)が属する月の収入証明書として扱います。
(例)「4月度給与明細書/5月10日支給」と併記⇒5月分の収入証明書として扱います。
(例)給与明細書の様式が変わり、支払日(支給日)が併記されるようになった
(4月度給与明細書には支払日なし、5月度給与明細書には6月10日支給と併記あり)
⇒勤務先が作成した給与支払証明書を提出してください。
- ・勤務先を退職した場合は、退職の事実関係が確認できる証明書(退職証明書等)の提出が必要です。

【年金収入の場合】

- 収入に関する証明書類として、「年金振込通知書」、「年金額改定通知書」等を提出してください。
 - 公的年金の場合は、機構において支給される金額を月額に換算して年間所得の見込額を算出します。
- 収入に関する証明書類の提出期間において実際に年金の振込みがない場合も、以下の事例のとおり証明書類の提出が必要です。

(例)

＜家計急変者の状況＞

家計急変事由が配偶者の失職

家計急変年月日が2026年6月2日（離職日）

スカラネット入力完了日（申請日）が2026年8月2日

厚生年金受給中 偶数月に30万円振込み

＜提出が必要な収入に関する証明書＞

「年金振込通知書」、「年金額改定通知書」等（提出が必要な期間：2026年7月分）

2026年7月に年金の振込みはありませんが、偶数月の2026年8月に支給される30万円を1か月分（15万円）に換算して年間所得の見込額を算出しますので、収入に関する証明書類の提出が必要となります。

【給与収入・年金収入以外の場合】

- 「事業所名（屋号）」や「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額（売上から経費を差し引いた金額）」が記載された帳簿が必要です。帳簿を提出する場合は、所定の様式（「自営業等の所得金額計算書」）を添付してください。

（様式）「自営業等の所得金額計算書」は機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/moushikomi.html



※ 役員報酬の場合は給与収入となります。帳簿ではなく、役員報酬明細書を提出してください。なお、提出不要にもかかわらず帳簿を提出した場合は、給与所得とは別に事業所得等があると判断されますのでご注意ください。

- 月ごとの帳簿を提出する際、売上や経費の計上に関する考え方は確定申告と同じです。確定申告で経費と認められないものは、機構の審査においても認められません。経費計上できないものが経費に計上されている場合は、機構において金額の修正を行ったうえで、貸与額算定基準額を算出する場合があります。
- 例えば、所得税、住民税、年金保険料、健康保険料、住居家賃等の事業主とその家族に関わる費用は、経費とは認められません。
- 廃業した場合は、廃業の事実関係が確認できる証明書の提出が必要です。

貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書

【大学院】

(1) 「申込者本人」について学生本人が記入してください。

氏名	カナ		生年月日	(西暦)	年	月	日
	漢字		学校名				
			学籍番号				

(2) 「家計急変者(※)」と「事由」について記入してください。

↓ 該当者に✓を記入してください。
↓ 証明書類から転記してください。

※家計急変の事由が生じた者	<input type="checkbox"/> 申込者本人	<input type="checkbox"/> 配偶者	事由発生日	(西暦)	年	月	日
---------------	--------------------------------	------------------------------	-------	------	---	---	---

※家計急変者が2名の場合は、家計急変者ごとに本提出書を作成してください。(2枚必要)
 ※申込者本人の同一生計の父母に家計急変事由が発生した場合は、「申込者本人」に✓を記入してください。

事由		必要書類	事由発生日
1. 死亡	<input type="checkbox"/> (1) 配偶者が死亡	・ 戸籍謄本(抄本)、住民票の除票写し(死亡日記載)	死亡日
	<input type="checkbox"/> (2) 申込者本人の同一生計の父母が死亡		
2. 事故・病気等	<input type="checkbox"/> (1) 申込者本人又は配偶者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】	・ 事故・病気等による就労困難の証明書(医療費の領収書、医師による診断書や治療計画書等) ・ 勤務先発行の休職証明書等 ・ 収入に関する証明書類(課税所得がある場合)	事故・病気等発生以降の家計急変日
	<input type="checkbox"/> (2) 申込者本人の同一生計の父母や他の家族が事故・病気等となり家計が急変【申込者本人の支出増大】	・ 事故・病気等の証明書(医療費の領収書、医師による診断書や治療計画書等)	事故・病気等の発生日
3. 失職(退職、会社倒産、廃業)	<input type="checkbox"/> (1) 申込者本人又は配偶者が失職	・ 離職日、廃業日等が確認できる書類(退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産手続開始決定の通知書、廃業等届出書等)	離職日 廃業日
	<input type="checkbox"/> (2) 申込者本人の同一生計の父母が失職		
4. 震災、火災、風水害等に被災	<input type="checkbox"/> (1) 被災等により、収入が無くなった	・ 罹災証明書、被災証明書等 ・ 収入に関する証明書類(課税所得がある場合)	罹災日 被災日
	<input type="checkbox"/> (2) 被災等により、収入が減った		
	<input type="checkbox"/> (3) 被災等により、支出が増えた		
	<input type="checkbox"/> (4) 申込者本人の同一生計の父母の被災等		
5. 配偶者等による暴力等から避難	<input type="checkbox"/> (1) 配偶者による暴力等から避難	・ 公的機関等による保護証明書等	保護施設への入所年月日等
	<input type="checkbox"/> (2) 同一生計の父母による暴力等から避難		
6. 離別(離婚・行方不明等)	<input type="checkbox"/> (1) 配偶者との離別	・ 戸籍謄本(抄本)、離婚届受理証明書、行方不明者届受理票等	離別日(離婚日、失踪日等)
	<input type="checkbox"/> (2) 同一生計の父母との離別		
<input type="checkbox"/> 7. 進学・学業専念のための休職(申込者本人のみ)		・ 勤務先発行の休職証明書等 ・ 収入に関する証明書類(課税所得がある場合)	休職開始日(無給・減収)

※各事由の説明や証明書類については、「貸与奨学金案内(大学院)」の43~52ページを必ず確認してください。

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomikom/zaigaku/tebiki/in.html>)



(3) 「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載されている申込IDを記入してください。

Z	M	2	6						
---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

<学校記入欄>
 提出年月日 (西暦) 年 月 日

学校名

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
- -
()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(26. 04)

緊急採用・応急採用で収入に関する証明書類が必要な方の提出書類の確認

※収入に関する証明書類の提出が必要となる事由や、提出する場合の注意点は、「貸与奨学金案内（大学院）」を参照してください。

貸与奨学金制度

申込手順等

緊急採用・応急採用

貸与開始～返還

